**仕　様　書**

　　本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（平成２９年　１月改定（平成２３年　１月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

　　但し、標準仕様書中の「本市」は、「公益財団法人　広島市みどり生きもの協会（植物公園）」に読み替えるものとする。

特記仕様書

１ 本特記仕様書は、植物公園特殊樹木保守育成業務（以下「業務」という。）に適用する。

２ 施工場所、施工時期は、別添施工位置図及び別添工程表のとおりとする。

３ 受注者は、月の作業予定を本協会と調整のうえ、必ず、作業を行う前月かつ1週間以上前までに作業予定表を提出すること。なお、未提出での作業を行った場合は、作業中止等の措置を行うことがある。また、作業日や作業内容に変更がある場合は、4日前までに本協会へ連絡し、承認を得ること。

４　留意事項

本業務の実施にあたっては、次のことに留意すること。

（１）剪定は標準的なマツの手入れ方法に従い、次の要領で行うこと。

　　タギョウショウは、特に個々の樹勢に配慮して、係員と協議の上作業にとりかかること。

 　 ①ミドリ摘み

　　ア．クロマツでは、樹勢を勘案しながら、健全な個体では新芽を元から摘むこと。樹勢が弱っている場合は、中芽で摘むことも考慮する。

　　イ．タギョウショウでは、樹勢を勘案しながら、ミドリの新葉が展開する前に樹形を整えるように新芽を中間で刈り揃えること。

　　ウ．ゴヨウマツは、樹勢を勘案しながら、ミドリの新葉が展開する前に樹形を整えるように新芽を刈り揃えること。

 　②古葉取り整枝工

　　ア．クロマツでは、古葉を全て取り去り、樹形を勘案して夏芽を2～3本に整理した上で、適切に新葉を摘み取ること。その時、枝の更新のためふところ枝を適切に残しながら剪定をすること。

　　イ．タギョウショウでは古葉を全て取り去り、樹勢、樹形と枝の方向を勘案し、夏芽を2～3本に整理した上で、適切に新葉を摘み取ること。また、日照、通風を良くするため、必要に応じて枝抜きをすること。その時、枝の更新のためふところ枝を適切に残しながら剪定をすること。

（２）剪定枝の処分については、毎月、処分先及び処分量等の集計表を提出すること。

（３）施肥は、各樹木の枝張りの先端辺りに深さ約20cmの穴を3ヶ所開け、ウッドエースを4～5個入れて埋め戻すこと。なお、穴の位置はできるだけ等間隔とすること。

５ 本業務の実施にあたっては、次のいずれかに該当する者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）を現場責任者に配置すること。

ア　造園施工管理技士の資格を有する者。

イ　建設業法第７条第２号イ又はロに該当する者(造園工事に限る。)

６ 当該業務の従業員として届け出た者のうち、職業能力開発促進法による1級造園技能士の資格を有する被雇用者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）は、作業中現場に常駐し、適正な作業を行うよう指導にあたること。

７ 作業員には次のことを遵守させること。

（１）園内の植栽植物、施設等に損傷がないように注意すること。

（２）園内（管理用道路を含む）の通行は20km以下とし、安全には充分注意すること。

（３）作業に直接必要のない車両は管理道など公開区域外に駐車することとし、作業のために通行するときは入園者等の安全確保に万全を期すこと。

（４）入園者に不快感・不信感を与えないよう、作業は節度を持って行うこと。

（５）休憩・喫煙は原則公開区域外で行う。やむを得ず公開区域内で休憩する場合でも、喫煙は指定の喫煙場所に限る。休憩中、機具・資材などは、入園者の迷惑のかからないよう整理整頓しておくこと。

（６）承認を得て開園時間中に作業する場合は、必ず、その旨を示す看板を掲げること。又、看板は出来るだけ、入園者等から見やすい位置に配置すること。

（７）作業中は、作業車（トラック等）や作業員のヘルメットに会社名を表示すること。

（８）作業中においては、造園技能士であることが確認できるよう名札等を着用すること。

８　報告事項、検査完了期日（期限）等

（１）受注者は、本業務に従事する現場責任者及び従業員をあらかじめ所定の様式により報告すること。また、現場責任者及び従業員に変更があった場合の同様とする。

（２）受注者は、毎日の作業終了後、ただちにその日に行った作業内容を日報として提出すること。また、毎月の業務完了後、翌月の１０日までに、所定の完了届に施工写真を添えて、発注者に提出するものとし、発注者による毎月の業務の検査完了期日（期限）は、翌月１９日（ただし、毎月の完了届を受領した日の翌日から起算して９日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が３月３１日を越える場合は、３月３１日とする。

９　本特記仕様書に定められていない事項は､本協会と協議のうえこれを定めるものとする。